

酒販通信

令和5年(2023) 9月25日発行

第684号

全国小売酒販組合中央会

行 所 ■全国小売酒販組合中央会 〒153-8640東京都目黒区中目黒2-1-27 Tel.03(3714)0172 Fax.050(3730)1064
発 行 人 ■全国小売酒販組合中央会代表者 吉田 精孝
編 集 ・ 制 作 ■全国小売酒販組合中央会 Tel.03(3714)0172
定 価 ■100円(税込)

令和6年度 酒税制度等に関する要望書

対面販売の堅持・年齢確認が担保される販売を



7月18日に開催された役員会の様子

全国小売酒販組合中央会(以下、中央会)は、令和5年7月18日に役員会を開催し、令和6年度「酒税制度等に関する要望書(以下、要望書)」について検討・取り纏めを行いました。

令和6年度要望書は、引き続き、酒類の価格のルールである酒類の公正な取引に関する基準及び酒類の公正な取引のための指針の厳格運用、小売酒販組合への加入義務化等を要望事項と

また、今年10月より適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が実施されることを受けて、インボイス制度実施後も免税事業者であり続ける事業者が、独占禁止法上の不利益を被ることがないよう取引環境の注視を要望事項として新たに加えました。

インボイス制度実施間近 取引環境の注視を

これは、既に有人店舗における無人レジが普及している実態を踏まえた修正となりますが、省人化・省力化の観点からあらゆる業態でオペレーションの効率化が模索されている現在の状況に警笛を鳴らす要望といえます。酒類については、その特殊性から、対面販売であることが引き続き重要であり、無人店舗における酒類の販売禁止を強く訴えていくことが確認されました。

本号の主な内容

要望書	2面・3面・4面
全酒協	5面
全生協	6面
広告	7面
管理研修アンケート	8面

11月に コア講師講習開催へ

平成27年以来約8年ぶりとなるコア講師講習を11月13日、14日の2日程(※)で開催します。

この度のコア講師講習では、受講者は各連合会より原則1名とし、コア講師の性質を鑑み、受講者の年齢は原則60歳以下であること、自ら資料を作成すること等を要件として設けています。

※団体ごとに受講日を分けており、13日が組合関係者及びJFA、14日はJFAを含む国税庁指定研修実施団体の受講者が受講する予定です。

令和6年度 酒税制度等に関する要望書

中央会が取り纏めた要望書の概要は次の通り。

酒類は、担税物資であり、致酔性や習慣性といった特殊性を有している。我々は、地域に根差した約3万5千軒を抱える酒類小売業界団体として、適切な飲酒販売環境の整備と、真の消費者利益のために、今般施行された基準が形骸化することなく、厳格運用がなされるよう、以下の通り要望する。

特殊性を有する酒類の公正取引等について

第一 「酒類の公正な取引に関する基準」の厳格運用を求める

「酒類の公正な取引に関する基準を定める件(平成29年3月31日国税庁告示第2号)」は、その特殊性に鑑み「酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなること合理的である」との考えの下、酒類の公正な取引に必要事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。」としている。

事務年度(令和3年7月〜令和4年6月)における酒類の取引状況等実態調査により、基準に即していない取引が認められ「指示」に至らないが、今後も同様の行為が行われると基準に違反するおそれがあるとして「厳重指導」が行われた者が6件公表された。また、令和4年3月31日に基準の改正が行われ、基準施行後4年間で実施した564件の調査(指示・26件、厳重指導63件)で把握された主な問題点を踏まえ、リベートの取扱い及び共通費配賦方法の更なる明確化が図られた。これにより生販三層の酒類市場が健全化し、最終的には消費者の利益に資するものと期待されるが、酒類業者が改正基準を遵守し、行政が調査・指導を通じて市場の状況を把握することが実効性の確保には欠かせない。特に市場に大きな影響を与える取引を行う酒類業者が、他の酒類業者へ与える影響についてその実態を把握するとともに、十分な人員の配置と基準の厳格運用がなされるよう要望する。

第二 酒類業界の実態を踏まえた指針に基づく適切な指導・調査を求める

国民の健康と酒類業界の健全な

発展を両立させるため、基準のみならず「酒類に関する公正な取引のための指針(以下、「指針」)」を遵守し、酒類に関する公正な取引の在り方の積極的な啓発、指導、調査の実施を要望する。

第三 世界的潮流や健康問題に鑑みた価格施策の推進を求める

世界保健機関(WHO)は、平成22年に採択した「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」の中で、国の行動として取りうる政策の選択肢と介入策として「価格設定方針」を掲げるなど、酒類の価格問題に対し、国がリーダーシップを図り必要な対策を講じることを求めている。

我が国においては、アルコール健康障害対策基本法に基づき設置されたアルコール健康障害対策関係者会議において、自治体、医療、教育等様々な観点からアルコール健康障害対策についての議論がなされていますが、その中心はアルコール健康障害になった場合の言わば「出口」対策が中心であり、アルコール健康障害を未然に防ぐための「入口」に対する議論は十分とは言えない。

性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。」としており、酒類の価格設定について実効性のある取組を求めている。世界的潮流や健康問題に鑑み、価格施策の一層の推進を要望する。

第四 無人店舗における酒類の販売禁止を求める

近年は様々な分野でAIが活用され、人手不足を解決する有効な手段として期待が寄せられている。小売業においても、店舗全体を無人化するなど、オペレーションの省人化・省力化が加速している。省人化・省力化の手段、消費者の利便性だけを主眼とした店舗の無人化や人を介さない酒類の販売が、「時代」というだけで無秩序に広がることを懸念している。

対面販売を原則とした酒類の特殊性を鑑みた販売方法を堅持すること、効率化にあたっては精度の高い年齢確認を実施することは、酒類小売業者の責務であり、国民の健康、安心、安全を守る観点から非常に重要である。

酒類の販売に際しては「時代」のみならず、その影響を十分に鑑みた販売の在り方の維持、年齢確認の徹底とともに、無人店舗にお

【組合員の皆様へ】「FAX旬報」及び「酒政連だより」のメール配信をご希望の方は所属組合を通して中央会へお申し込み下さい。

もと「20歳未満飲酒防止・飲酒運
転撲滅全国統一キャンペーン」を
毎年開催している。また、酒類の
適正な販売管理の確保を図る観点
から、平成29年6月から受講が義
務化された酒類販売管理研修を行
政と協力し、全国津々浦々で開催
するなど、酒類に関わる様々な社
会的責務を果たすための事業を行
っている公益性の高い団体である。

酒類に関する社会的責務は、全
国約17万2千場すべての酒類小売
業者で担い、果たしていくべきだ
が、これら活動は地域に根差した
酒販店約3万5千軒が加入する私
たち小売酒販組合が行っている。

酒類業組合法第92条は「国は、
酒類業組合等に対し、その事務に
必要な使用人の給与、帳簿書類の
購入費、事務所の使用料、その他
欠くことのできない事務費を補う
ため、予算の範囲内において、交
付金を交付することができ、」
としている。

小売酒販組合がこれからも弛む
ことなく、酒類業組合法で定めら
れた事業並びに社会的責務に対
した社会貢献活動を行っていくた
め、酒類業組合法第92条に基づ
く交付金の交付を強く要望する。

**国民の健康を配慮した酒類
の取扱い等について**

第十 酒類の社会的コストの把握

と定期的な調査の実施を求める
平成20年に厚生労働省科学研究
班が行った調査では、アルコール
の飲み過ぎによる社会的コストは
年間約4兆1483億円とされ、
内訳は肝臓病・脳卒中・がんなど
の飲み過ぎによる病気やけがの治
療に約1兆226億円、病気や死
亡による労働損失と生産の低下な
どの雇用損失を併せて約3兆97
4億円、自動車事故・犯罪などが
約283億円と推計された。

この調査結果は、小売酒販組合
が行う酒類販売管理研修でも引用
されるなど、酒類の一面を知るデ
ータとして活用されている。

酒類販売管理者への周知やアル
コール健康障害対策等を検討・実
施する上で、基礎データとなる飲
酒による社会的コストを正確に把
握する意義は大きく、国による酒
類の社会的コストに関する調査を
定期的に実施していただくよう要
望する。

**第十一 酒類販売管理研修未受講
者に対する措置を求める**

平成29年6月1日に改正法が施
行され、酒類販売管理研修の受講
が義務化された。国税庁・国税局
・税務署の研修実施団体となっ
ている小売酒販組合では、酒類小売
販売場には必ず選任する必要がある
酒類販売管理者のための「酒類販
売管理研修」を開催し、受講機会
を失わないよう安定的な研修開催

ける酒類の販売禁止を要望する。

**第五 酒類販売管理協力員制度運
用の小売酒販組合活用を求める**

国税庁では、酒類の販売管理の
徹底を期するため、酒類小売販売
場に個別臨場し、20歳未満の飲酒
防止に関する表示の遵守状況等の
確認をすることも、必要に応じ
て是正指導、販売管理調査を行っ
ている。

この販売管理調査を支えるのは、
酒類販売管理協力員制度に基づき
各国税局において委嘱された「酒
類販売管理協力員」である。

しかし、酒類販売管理協力員は、
一般消費者を中心として委嘱され
ており、酒類の適正な販売管理に
ついて十分な知識や経験を有して
いるとは言えない。

また、全国約17万2千場ある酒
類小売販売場に対して全国で90
0名程度しか委嘱されておらず、
十分な対応を取り得るだけの人員
の確保がなされていないのが現状
である。

小売酒販組合では、酒類小売販
売場に必ず選任する必要がある酒
類販売管理者を育成するための
「酒類販売管理研修」、酒類販売
管理研修の講師を養成する「講師
講習」を全国で実施しており、酒
類の適正な販売管理に関する十分
な知識と経験を有している。また、
小売酒販組合は概ね税務署ごとに
組織され、税務署と密に連携を図

ることが可能である。

酒類販売管理協力員制度の運用
について、小売酒販組合を活用い
ただくよう要望する。

**酒類小売業免許の見直し等
について**

**第六 一般酒類小売業免許と通信
販売酒類小売業免許との整合性の
確保を求める**

一般酒類小売業免許は対面販売
を原則としており、酒類の販売に
際しては、身分証明書による年齢
確認の実施が求められている。こ
れに違反し、20歳未満の者に酒類
を販売した場合は50万円以下の罰
金刑に処せられ、酒類小売業免許
の取消事由となる。

インターネット等による酒類の
通信販売では、年齢確認欄及び20
歳未満の飲酒は法律で禁止されて
いる旨の注意喚起の表示が義務付
けられているが、身分証明書の添
付の義務付けはなく、年齢確認が
十分に行われているとは言い難い
状況である。

酒類の特殊性を踏まえた社会的
責任に比べ得ない現行の通信販売
酒類小売業免許制度について、一
般酒類小売業免許との整合性の確
保がなされるよう改善を要望する。
また、20歳未満の者に酒類を販
売または供与した者に対する指導
の状況や件数を公表するなど、20

に努めている。受講が義務化され
酒類販売管理研修の受講率は大き
く改善されたが、未だ受講をして
いない者については、酒類の適正
な販売管理の確保の観点から勧告
等の措置を速やかに実施してい
ただくよう要望する。

また、酒類販売管理研修の講師
の質の向上についても、その方法
等を検討いただくよう要望する。

**第十三 インボイス制度の周知の
徹底と実施後の免税事業者をはじめ
とした事業者の取引環境の注視
を求める**

令和5年10月1日より適格請求
書等保存方式（インボイス制度）
が導入されます。適格請求書発行
事業者の場合、売手・買手いずれ
にも保存等の留意事項があるほか、
課税売上1,000万円以下の事
業者の場合には、適格請求書発行
事業者の登録を受けるか否かを検
討・選択する必要があります。

国税庁におかれましては、制度
の周知を徹底いただくよう要望す
る。

また、インボイス制度の実施後
も免税事業者であり続ける事業者
について、商売上の不利益が生じ
ることがないよう取引環境を注視
いただくよう要望する。

超低アルコール飲料であっても、
体質や飲む量により「酔い」を生
じる可能性が十分にあり、酒気帯
び運転の発生の懸念や20歳未満の
飲酒への入口になることも危惧さ
れる。そのような商品が現行法で
「清涼飲料水」に分類されている
ことは大きな問題である。



歳未満の飲酒防止に関する取組を
推進していただくよう要望する。

域での社会貢献活動は勿論、毎年
4月には全国で「20歳未満飲酒防
止・飲酒運転撲滅全国統一キャン
ペーン」を開催する等、酒類小売
業の業界団体としての社会的責任
を果たしている。

**第七 新人口基準・新距離基準の
導入を求める**

我が国の酒類小売業免許制度は、
規制緩和の結果、諸外国と比べて
ほとんど規制もなく実質的に自由
化されている。人口に対し販売場
過多である現状は、購入アクセス
の容易化を過剰に進め、20歳未満
の飲酒や飲酒運転等諸問題の一因
となっている。

① 新人口基準の導入を求める
酒類の社会的管理と販売場過多
の現状を修正する必要性から、新
規の免許申請に対しては、地域人
口や地域事業者数等の事情を勘案
して、所轄税務署長の判断等によ
り酒類小売業者が適正に配置され
るよう要望する。

また、大規模災害にあたっては、
公益的法人として行政に協力し、
組合員・非組合員の区別なく迅速
な酒税還付の窓口となり被災者の
再建に努めた。

**公益的活動を行う小売酒販
組合への加入義務化等につ
いて**

② 新距離基準の導入を求める
販売業免許を新規に付与する際
には、社会的観点から学校、図書
館、病院などから一定の距離を設
け、適正に配置されるよう要望す
る。

さらに、大幅な規制緩和が行わ
れた酒類小売業界として、すべて
の酒類小売業者が、求められる社
会的責務に対応し、ひいては酒類
業の健全な発達に寄与し、地域社
会の発展に資するため、酒類業組
合法の改正による小売酒販組合へ
の加入義務化を要望する。

全酒協は社会貢献活動として、ビール共通券・清酒券の売り上げの一部を日本赤十字社活動資金として寄付いたします。

この社会貢献活動は、酒券発行者としての企業価値や全酒協券のブランドイメージの向上にも効果が期待されます。組合員の皆様には活動へのご理解をお願い申し上げます。



券種 ビール大瓶券 (633mlびん2本)
希望小売価格 915円
酒販店精算価格 820円
記号 A-25-0820
有効期限 2031年3月31日
JANコード 4959092100159

券種 缶ビール券 (350ml缶2缶)
希望小売価格 560円
酒販店精算価格 488円
記号 K-11-0488
有効期限 2031年3月31日
JANコード 4959092600109



券種 清酒特撰券 (1.8mlびん1本)
希望小売価格 2,880円
酒販店精算価格 2,592円
記号 G-15-2592
有効期限 2031年3月31日
JANコード 4959092400143

券種 清酒上撰券 (1.8mlびん1本)
希望小売価格 2,470円
酒販店精算価格 2,199円
記号 H-13-2199
有効期限 2031年3月31日
JANコード 4959092500126

【ビール共通券・清酒券の新価格券について】
全酒協ビール共通券・清酒券は、酒税法改正及び酒類メーカーの値上げ(缶ビール除く)に加え、商品券発行に伴うコストの上昇により令和5年10月1日から、券デザイン・価格を改定致しました。
また、旧券(A-24・K-10・G-14・H-12)の未発売券の店舗在庫は期間を定めて返品対応を行っておりますので、必ず期間内に返品の手続きを行って下さい。返品期間等の詳細に関しましては、所属の酒販協同組合までお問い合わせ下さい。

全酒協PB芋焼酎「私はなつき」

酒質については、主原料に希少芋「コナホマレ」を使用し、蔵元の田んぼで栽培したブランド米であるえびの産「ヒノヒカリ」を使用した米焼酎をブレンド。

芋焼酎の熟成させたやさしい香り、甘味と微かに香る米焼酎の華やかさが調和した逸品に仕上がっております。甘みの余韻が続きながらもドライなキレ味で後味すっきりとした本格芋焼酎です。

Table with 2 columns: 商品名, 原材料, 麹菌, アルコール度数, 蒸留, 醸造元

- 1. 容量：1,800ml/720ml (各容量・ケース6本入)
2. 発送ロット：混載3ケース以上ケース単位
3. お問い合わせ先
事業部 商品課 (03-3714-0174) までお問い合わせ下さい。



共済金・見舞金のご請求漏れはございませんか？

※給付の一例

- 隣家から出火して自宅の壁が焼失した。
脳梗塞で亡くなった。
交通事故で入院した。
河川が氾濫して自宅が床上浸水した。
自動車が家に飛び込み壁が損壊した。
地震により建物が損壊した。

年間掛金... 1口2,000円 最高加入限度... 40口(年間掛金80,000円)

火災共済 災害見舞金
火災等 風水害等
火災 爆発 風水害・雪害 落雷
地震 車両飛び込み
最高保障額 4400万円 (臨時費用を含む)
最高保障額 400万円
最高保障額 24万円
最高支給額 10万円
最高支給額 8万円

生命共済
死亡 普通死亡...12万円
火災 交通事故死亡...100万円
火災・交通事故入院 火災 交通事故入院見舞金...12万円

風水害特約共済
年間掛金 1口500円
最高保障額 1000万円

詳しくは、酒販共済リーフレットをご参照ください。
☆お申込み お問い合わせは、各地の組合または全国酒販生活協同組合
東京都目黒区中目黒2-1-27 03-3714-0175

組合員の皆様へ
氏名や住所に変更が生じた場合には、至急、所属の組合または全国酒販生活協同組合までご連絡ください。

シンプルでお手頃な
一生涯保障の
医療保険

国の制度を考慮し、
自己負担分だけ
手軽に備える！

新登場！！

2023年9月19日発売

NEW/
手軽に備える医療保険

EVER シンプル

心配なのは **治療費？** **入院や通院にともなう諸経費？**

ご加入中の保険を活かして、
欲しい保障を追加できるプランもあります。

商品の詳細は「契約概要」等をご確認ください

《アフラックの保険についてはこちらをご確認ください》▶▶▶ <https://webby.aflac.co.jp/kawaguchi/>

全国酒販生活協同組合担当
募集代理店

株式会社 川口

〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-1-27 全国酒販生活協同組合内
TEL: 03-3714-0292 FAX: 03-3710-8230
URL <https://webby.aflac.co.jp/kawaguchi/> E-mail kawaguchi555@ak.wakwak.com

引受保険会社

Aflac アフラック

東京総合支社 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き TEL 03-3344-1580
アフラックホームページアドレス <https://www.aflac.co.jp/>

酒類販売管理研修 開催状況と今後の見通しに関するアンケート

中央会では、全国の研修実施団体となつている連合会・地区組合を対象に、酒類販売管理研修の現在の状況と今後の見通しに関するアンケート（以下、アンケート）を実施しました。

アンケートでは、今後の中央会事業に活かすため、研修開催に際し「現在生じている研修事務、講師、研修内容に関する問題点及び悩み」と、「今後3年以内に生じると思われる問題点」等について質問。

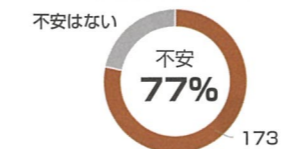
現在の問題では「会場確保の困難」「受講者からの電話問合せや受講申込書の入力の手間」「テキストの余剰」「研修のマンネリ化」「パワーポイント（スライド）の使用が困難」等が挙げられました。

図1 酒類販売管理研修 開催状況と今後の見通しに関するアンケート＜結果＞

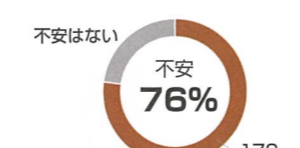
■実施期間：令和5年7月6日～7月25日
■対象：研修実施団体のなつている連合会（39）並びに地区組合（372）
■有効回答数：225件

（単位：件）

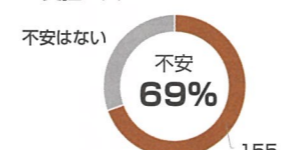
①法改正等への対応、法定研修としての質の維持



②高齢化等に伴う講師不足



③事務職員不足や職員の事務負担の大きさ



④受講者数の減少に伴う赤字化（定員割）



⑤スライドやパワーポイント利用への障壁



今後の3年間の見通しについては、不安が大きいとの回答が多かつたものとして「法改正への対応・法定研修としての質の維持」「高齢化等に伴う講師不足」が挙げられました。（図1 参照）

また、その他の意見として「Z o m等オンラインを活用した研修に反対」または「今後の導入が不安」とする意見（4件）がある一方「いち早く研修をオンライン化するべき」という意見（4件）がありました。

平成15年に酒類販売管理研修制度が始まり、約20年経ちます。中央会では、いただいた意見や社会環境の変化等を鑑みた管理研修の在り方を検討してまいります。

意見・要望を踏まえての取組み

（意見）

テキストに余りが生じ無駄になってしまう。

旧テキスト（R4年度）に余りがあり、使用する予定もない場合は新テキスト（R5年度）との交換ができるようにしました。

※今年度のみ対応となります。
※交換は8月末受付分をもって終了しています。

（要望）

研修日程等をお知らせするHPをつくりたい。

中央会にて作成しています。お問合せください。（作成代、維持費は不要）
※更新作業は各組合にて行っていただきます。



Go to 鹿児島！ 11月に全国研修会を開催

9月5日、全国小売酒販青年協議会の役員会が開催されました。

11月3日（金・祝日）に鹿児島県鹿児島市にて、全国研修会を開催することが決定し、詳細についての検討を行いました。

今年の全国研修会は、11月1日の「本格焼酎の日」にあわせ4年ぶりに開催される焼酎の魅力を発信するイベント「本格焼酎ストリート（11月1日～3日間）」の見学、その後各地の青年会員による意見交換を実施する予定です。
昨年の大阪での全国研修会に続き、魅力ある青年会の活動を、中央会のX（旧ツイッター）や次号酒販通信にて報告いたします。